

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2015年 第2回 一部改正

2015年12月25日 規則 第55号

2015年7月28日 技術委員会 審議

2015年9月14日 理事会 承認

2015年12月25日 国土交通大臣 認可

2015年12月25日 規則 第55号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

4編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための 構造及び設備

5章 国際航海に従事しない船舶に関する特別措置

5.3 液体油脂以外の有害液体物質を運送する船舶の適用基準

5.3.2 有害液体物質を運送する船舶の構造要件

-2.を次のように改める。

-2. 現存船にあっては、2012年1月1日までに鋼船規則S編の規定に適合しなければならない。ただし、鋼船規則検査要領B編B1.1.3-79.(6)(a)中のi)からiv)に掲げられた貨物のみを運送する船舶にあっては、2017年1月1日までに鋼船規則S編2章の規定に適合すればよい。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に引き渡しが行われる船舶以外の船舶（以下、「現存船」という。）にあっては、この規則による規定にかかわらず、2016年1月1日以後の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査までは、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を現存船に適用することができる。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.5 を次のように改める。

1.2.5 南極海域における重質油の使用及び運搬に関する特別要件(附属書 I 第 43 規則)

南極海域においては、船舶の安全の確保、又は捜索及び救助活動に従事する船舶を除き、次に掲げる油を運搬、バラスト又は燃料油として使用してはならない。ただし、南極海域に入る前に当該油を使用又は運搬した場合、タンクの洗浄及び配管のフラッシング作業を行う必要はない。

- (1) 15℃における密度が 900kg/m^3 を超える原油
- (2) 原油以外の油であって、15℃における密度が 900kg/m^3 を超える又は 50℃における動粘度が $180\text{mm}^2/\text{s}$ を超えるもの
- (3) ビチューメン、タール及びそれらの乳化物

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 本 2.1 の規定は、船舶に搭載される出力 130kW を超えるディーゼル機関（二元燃料ディーゼル機関及びガス専焼機関を含む。）であって次に掲げるものに適用する。

- (1) 2000 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるディーゼル機関（ガス専焼機関を除く）＝
- (2) 2000 年 1 月 1 日以降に主要な改造が行われるディーゼル機関（ガス専焼機関を除く）＝
- (3) 2016 年 3 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶へ搭載されるガス専焼機関
- (4) 2016 年 3 月 1 日以降に追加設置が行われる又は同一でない機関への交換が行われるガス専焼機関

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2016 年 3 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2015年 第2回 一部改正

2015年12月25日 達 第75号

2014年 2月 4日/2015年 2月 2日/2015年 7月 28日 技術委員会 審議

2015年12月25日 達 第75号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.2 二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 20 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 3.2-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2012~~2014 *Guidelines on Survey and Certification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI) (IMO Res.MEPC.214(63)254(67))*”（その後の改正を含む。）及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“*Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)*”をいう。

附 則（改正その1）

1. この達は、2015年12月25日から施行する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.3 設備, 配管等

3.3.1 油の船内貯留設備等

-2.を次のように改める。

(-1.は省略)

-2. 規則 3 編 3.3.1-6.にいう「本会が適当と認めるバラスト用油排出監視制御装置」とは、次に掲げる基準に適合するものであって、本会又は主管庁等が発行した型式承認書の写しを有するものをいう。

- (1) 2005 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶に設置されるもの：IMO Res. MEPC.108(49)
 - (2) 2005 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶であって、油の濃度が 75%以上のバイオ燃料混合油を運送する船舶に設置されるもの：IMO Res. MEPC.240(65)
ただし、主管庁が特に指示する場合にあってはこの限りではない。
 - ~~(23)~~ 前(1)及び(2)以外のものであって、1986 年 10 月 2 日以降に建造開始段階にあった船舶に設置されるもの：IMO Res. A.586(14)
 - ~~(34)~~ 前(1)及び(2)から~~(23)~~以外のもの：IMO Res. A.496(XII)及び MEPC.13(19)
- (-3.から-7.は省略)

附 則 (改正その2)

1. この達は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶にあっては、施行日以後最初の間接検査又は定期検査までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2 章 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

2.2 設備の設置要件

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 汚水による汚染防止のための設備

-1. 規則 7 編 2.2.1(1)(a)にいう「本会が適当と認める汚水浄化装置」とは次に適合するものをいう。

(1) *IMO Res. MEPC.459/227(5564)* (附属書中 4.2 の規定は除く。) の規定に適合するもので、日本舶用品検定協会 (以下、「HK」という。) の検査に合格したことを示す刻印 (又はゴム印) 及び国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するもの。

(2) *IMO Res. MEPC.459/227(5564)* (附属書中 4.2 の規定は除く。) の規定に関し、汚水浄化装置の搭載日については、~~2010~~2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある船舶 ~~について~~ の場合には、造船所への契約上の納入日 (当該納入日が不明な場合には造船所への実際の納入日) とする。

(3) 下記の-4.中の A 及び N_p により算定される量の汚水を浄化できること。

-2. 規則 7 編 2.2.1(1)(b)にいう「本会が適当と認める汚水処理装置」とは、次に適合するものをいう。

(1) HK の検査に合格したことを示す刻印 (又はゴム印) 及び国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するもの。

(2) 下記の-4.中の A 及び N_p により算定される量の汚水を処理できること。

(-3.及び-4.は省略)

附 則 (改正その3)

1. この達は、2016 年 1 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶に施行日前に搭載される汚水浄化装置については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。